

日南市内の公立病院の医療連携等に係る基本協定書

宮崎県病院局（以下「甲」という。）と日南市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、人口減少・高齢化の急速な進展等に伴う医療需要の変化及び南海トラフ巨大地震等の災害への対応を検討するため、県立日南病院（以下「日南病院」という。）と日南市立中部病院（以下「中部病院」という。）が相互の役割を十分に理解した上で緊密に連携し、地域を担う医療資源の連携効果を最大限に発揮することにより、地域住民に将来にわたり高度で良質な医療を安定的に提供することを目的とする。

（協定内容）

第2条 甲乙は、相互に協力・連携し、中部病院の移転を含めた日南市内の公立病院のあり方について協議や検証等を実施するため、「日南市内の公立病院のあり方検討委員会」を設置し、定期的に協議を行う。

2 日南病院は、地域の中核病院として、急性期拠点機能や高齢者救急機能・地域急性期機能を担うとともに、回復期に移行した患者を中部病院に紹介する。

3 中部病院は、主に地域に根ざした診療や回復期リハビリテーション機能、在宅医療等連携機能を担うとともに、日南病院の求めに応じて、紹介患者を受け入れる。

4 日南病院及び中部病院は、職員の派遣や医療機械の共同利用など、限られた医療資源を効率的に活用し、相互に診療機能を補完する。

（その他）

第3条 この協定の各条項に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙間において協議の上、その都度決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年2月12日

甲 宮 崎 県
病 院 局 長

吉 村 久 人

乙 日 南 市 長

高 橋 透